

(仮称) 全日空殿町計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 山元 峯生

東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称) 全日空殿町計画

川崎市川崎区殿町三丁目27番1号ほか

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成20年10月14日(火)

4 問い合わせ先

全日本空輸株式会社 施設部

東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

03-6735-1678

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

(仮称)全日空殿町計画に係る条例環境影響評価審査書 (概要版)

平成20年10月
川崎市

はじめに

(仮称)全日空殿町計画(以下「指定開発行為」という。)は、全日本空輸株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区殿町三丁目27番1号ほかの工場用地等、約3.0haの区域において、国際線航空機へ機内食を提供するケータリングセンター棟、航空事業の後方支援施設として、エネルギーセンターを含む管理棟及びオフィス棟を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成20年7月25日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：全日本空輸株式会社

代表者：代表取締役社長 山元 峯生

住 所：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)全日空殿町計画

種 類：工場又は事業所の新設（第 3 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 5 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区殿町三丁目 27 番 1 号ほか

区域面積：約 29,713 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

国際線航空機へ機内食を提供するケータリングセンター棟、航空事業の後方支援施設として、エネルギーセンターを含む管理棟及びオフィス棟の建設

イ 土地利用計画

区 分	面積 (m ²)	構成比 (%)
計画建物	約 11,675	39.3
緑化地	約 6,926	23.3
車路・駐車場	約 10,354	34.8
通路等	約 758	2.6
合 計	約 29,713	100.0

ウ 建築計画等

項目	建築面積 (m ²)	延べ面積 (容積対象) (m ²)	構造	階数	建物高さ (最高高さ) (m)	駐車台数 (台)
ケータリングセンター棟	約 5,140	約 13,965 (約 13,965)	鉄筋コン クリート造	3	約 18.6 (約 18.6)	約 50
管理棟 ※エネルギーセンター含む	約 4,662	約 30,913 (約 28,655)	鉄骨造	8	約 39.5 (約 46.8)	約 300
オフィス棟	約 1,843	約 16,587 (約 16,587)	鉄骨造	9	約 40.3 (約 46.8)	
守衛室 (3ヶ所)	約 30	約 30 (約 30)	鉄骨造	1	約 4.0 (約 4.0)	—
合計	約 11,675	約 61,495 (約 59,237)	—	—	—	約 350
敷地面積 (m ²)	約 29,713					
建ぺい率 (%)	39.4					
容積率 (%)	199.9					
緑被率 (%)	26.0					

注) 建ぺい率、容積率の算定用の敷地面積は、借地部を含まない面積 (29,637 m²) とした。

エ 施設及び施設管理計画

	項 目	施設及び施設管理計画
施設 の 概 要	施設の内容	東京国際空港を離発着する航空機の機内食工場、空港業務を支援する施設、事務所
	主要施設	機内食工場（機内食の調理、盛付、出荷、回収、洗浄等）、エネルギーセンター（コージェネレーションシステム、ボイラ、冷温水機）
	従業員数	ケータリングセンター棟 約 400 人 管理棟 約 1,440 人 オフィス棟 約 1,300 人 （合計） 約 3,140 人
	年間稼働日数及び時間帯	年間稼働日数：365 日 時間帯（原則）：24 時間
	駐車台数	約 350 台
計 施 画 設 の 管 概 理 要	防災センター	防災等の適正な管理運営のため、管理棟内に防災センターを設置し、計画各施設を集中管理する。
	ケータリングセンター棟	衛生管理：H A C C P※の手法に基づいた衛生管理を行う。 就業体制：3 交替制を原則とする。

※H A C C Pとは、原材料、工程、製造設備、従業員、保管、流通に至る過程で食中毒、異物混入等の危害に結びつく可能性を系統的に制御する品質管理手法のこと。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、ケータリングセンター棟、管理棟及びオフィス棟の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の悪臭、地域交通等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.054 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.081 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.173 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期暴露の指針値（0.1～0.2 ppm）を、また、浮遊粒子状物質は0.109 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を回避し、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う沿道での長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.054 ppm、浮遊粒子状物質が0.082 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、工事用車両等の一時的な集中回避やエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時におけるガスエンジン等の稼働に伴う大気質の長期将

来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.057 ppm、浮遊粒子状物質が 0.084 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足し、短期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.056 ppmで、短期暴露の指針値を、また、遊粒子状物質は 0.068 mg/m³ で、環境基準を満足すると予測している。さらに、低 NO_x 燃焼機器の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う沿道での長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.054 ppm、浮遊粒子状物質が 0.081 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、施設関連車両の一時的な集中回避や通勤車両の削減を図るため従業員用送迎バスを運行するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地が所在する川崎区の自動車排出ガス測定局の一部では、二酸化窒素の環境基準が非達成の状況にあることから、窒素酸化物の排出量を可能な限り低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 悪臭

ケータリングセンター棟の稼働に伴う悪臭は、排気口及び敷地境界で法令の基準を下回ると予測し、さらに、厨房除害・中水処理設備の適正な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、現状を悪化させないとしている。

しかしながら、本施設の稼働が、計画地周辺における食品、加工等に係る新たな臭気の発生源となることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水質（公共用水域）

本計画における排水の化学的酸素要求量の濃度は、排水口から 1m の距離において 6.42 mg/L で、環境基準（8 mg/L 以下）を満足すると予測している。また、全窒素の濃度は、排水口から 46.9m の距離にお

いて 2.10 mg/L で、環境保全目標（2.1 mg/L 以下）を満足し、全燐の濃度は、排水口から 30m の距離において 0.13 mg/L で、環境保全目標（0.13 mg/L 以下）を満足すると予測している。さらに、排水濃度、排水量等の連続監視により排水管理を徹底し、排水処理設備の適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の公共用水域の水質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地に最も近い公共用水域の水質測定地点において、現況の全窒素及び全燐が環境基準に適合していないことから、本計画の実施による水質への影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 土壌汚染

本計画の実施に当たっては、現在稼働中の工場の閉鎖、解体後において、特定有害物質の土壌調査を行い、土壌汚染が確認された場合には、関係法令に基づき適正な処理を行うことから、土壌に及ぼす影響はないと予測している。さらに、汚染土壌を搬出する場合は、シート掛け等による飛散防止を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障ないとしている。

この評価は概ね妥当である。

オ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 1,430m³ と予測している。これに対し、必要な土壌量を上回る良質な客土を搬入し、必要に応じて施肥等による土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当た

っては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は 26.0%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、高木、中木、低木及び地被類により季節を通じて楽しめる植栽帯を整備し、自然樹形の美しさが発揮できるよう、樹木の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木の適正な管理、育成に努めること。

カ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界において 82.2 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を回避し、低騒音型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、国道 409 号で下河原公園付近が 71.9～72.0 デシベル、浮島橋東側が 72.9～74.1 デシベルで、いずれの地点も環境保全目標（70 デシベル以下）を上回っているが、これらの地点は現況が既に環境保全目標を上回っている状況にあり、工事用車両等の走行に伴う増加分は 0.1 デシベルと予測している。これに対して、工事用車両等の一時的な集中回避やエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時において、冷却塔、送風機等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界において 53.6 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の設備

機器を採用し、主要な設備機器は屋内又は屋上に設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、国道 409 号で下河原公園付近において、昼間が 71.9～72.0 デシベル、夜間が 68.0～68.5 デシベル、浮島橋東側において、昼間が 72.9～74.1 デシベル、夜間が 70.0～70.3 デシベルで、いずれの地点も、昼間、夜間ともに環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を上回っているが、これらの地点は現況が既に環境保全目標を上回っている状況にあり、施設関連車両の走行に伴う増加分は 0.1 デシベル以下と予測している。これに対して、施設関連車両の一時的な集中回避や通勤車両の削減を図るため従業員用送迎バスを運行するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

これらの評価は、工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、工事用車両等及び施設関連車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界において 67.9 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を回避し、低振動型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルは、国道 409 号で下河原公園付近が 43.4～45.4 デシベル、浮島橋東側が 42.1～43.9 デシベルで、環境保全目標（振動感覚閾値の 55 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両等の一時的な集中回避やエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、国道 409 号で下河原公園付近において、昼間が 43.4～45.4 デシベル、夜間が 42.2～42.7 デシベル、浮島橋東側において、昼間が 42.1～42.7 デシベル、夜間が 35.1～35.6 デシベルで、環境保全目標（振動感覚閾値の 55 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、施設関連車両の一時的な集中回避や通勤車両の削減を図るため従業員用送迎バスを運行するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当である。

キ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、航空機の航行に伴い発生する航行廃棄物が 1 日当たり約 2,700 kg、ケータリングセンター棟、管理棟及びオフィス棟から発生する廃棄物が 1 日当たり約 2,100 kg 等と予測している。これらについては、航行廃棄物は、「植物防疫法」に基づき、定められた期間内に許可を受けた処理業者に委託し、すべて計画地外で焼却処分を行い、航行廃棄物以外の廃棄物は、関係法令等に基づき、可能な限り減量化・再資源化を図り、再資源化が困難なものについては、川崎市の許可を受けた廃棄物収集運搬業者に委託し、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、既存建築物等の解体では、アスファルト塊が約 1,540 トン、アスファルト・コンクリート塊が約 500 トン、金属くず約 645 トン等、計画建物の建設では、汚泥が約 36,400 m³、ガラスくず及び陶磁器くずが約 15,700 トン、混合廃棄物が約 7,500 トン等と予測し、これらについては、関係法令等に基づき、

発生抑制や減量化に努めるとともに、分別解体・再資源化を図り、再資源化が困難なものについては、産業廃棄物の運搬・処分の許可を受けた業者に委託し、適正な処理を行うとしている。また、既存建築物等の解体に伴い、石綿含有建材が約4トン発生すると予測し、これについては、関係法令等に基づき適正に処理を行うとしている。これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時に発生する産業廃棄物は、航空機の航行に伴い発生する航行廃棄物が1日当たり約80kg、ケータリングセンター棟、管理棟及びオフィス棟から発生する廃棄物が1日当たり約1,350kg等と予測している。これらについては、航行廃棄物は、再生業者に委託し、再資源化を図り、航行廃棄物以外の廃棄物は、種類ごとに専用の保管スペースを設け、分別等を行うことにより、可能な限り減量化・再資源化を図り、再資源化が困難なものについては、産業廃棄物の運搬・処分の許可を受けた業者に委託し、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中においては、大量の産業廃棄物が発生すると予測していることから、可能な限り再資源化に努めるとともに、その具体的な再資源化の方法について、実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約43,000 m³と予測し、これについては、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、可能な限り計画地内の埋戻し土等として再利用に努め、場外に搬出する建設発生土は、処分先を指定し適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告する

こと。

ク 景 観

本計画の実施に伴い、新たな地域景観の構成要素となる建物等が出現するが、計画地内の既存工場棟の施設と置き換わる変化であることから、臨海部の工場地帯が一体として有している地域景観の変化は少ないと予測している。

また、計画建物の出現により、近景域及び中景域で眺望は変化するが、計画地外周部への植栽により周辺緑地と一体となって水辺空間に調和した景観が創出されると予測し、遠景域では眺望の変化は少ないと予測している。さらに、臨海部の景観にふさわしい建物色彩を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、ピーク時における交通混雑度は、工事中が0.037～0.904、供用時が0.040～0.904で、いずれも円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回り、また、ピーク時における交差点需要率は、工事中が0.300～0.611、供用時が0.406～0.612で、いずれも交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回ると予測している。さらに、車両の一時的な集中を回避するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、交通安全については、車両の走行ルートは、マウンドアップやガードレール等により十分な歩車分離がなされ、主要な交差点には信号機が設置されていることから、交通安全への影響は小さいと予測し、さらに、計画地の出入口に交通誘導員を配置し、交通の安全と整流化を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底を図ること。

コ 温室効果ガス

本計画における二酸化炭素の年間排出量は 18,773 トンで、省エネルギーシステムを導入しない従来のシステムと比べ、年間削減量は 1,282 トンで、約 6.4%削減されると予測している。さらに、人感センサー制御等による照明管理によりエネルギーの節約に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容については、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成20年	7月25日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	8月1日	条例準備書公告、縦覧開始
	9月16日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	10月14日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付